

川越市上下水道局告示第5号

地方公営企業法第33条の2に規定に基づき、公金の徴収又は収納の事務を次のように委託したので、地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定により告示する。

令和8年4月28日

川越市上下水道事業管理者 野口 幸範

- 1 件名 水道料金等収納業務委託（単価契約）
- 2 受託者 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地
株式会社電算システム 代表取締役 高橋 譲太
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和10年4月30日まで
- 4 委託事務 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に係る徴収事務